

新旧規制比較表

(仮称) 墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(素案)によるもの

新たな規制内容	現行の規制内容
1 責務 (条例素案第3～5条)	
① 区 ・適正な運営の確保に向けた施策、周知等 ・関係機関等との連携 ・事業者への必要な指導 ・区民と事業者又は宿泊者との交流機会の促進 ② 住宅宿泊事業者 ・宿泊者への事前説明事項の施設内掲示等 ・廃棄物の適正処理 ・施設の適切な維持管理 ・区の宿泊事業関連施策や地域の行事等への協力 ③ 宿泊者 ・周辺住民等の生活環境への配慮等	規定なし
2 事前説明 (条例素案第6～8条)	
届出住宅等の敷地から10m以内の住民等(周辺住民等)に向けて、説明会の開催又は戸別訪問により事前説明を行う。	周辺住民等への説明資料の個別配布(ポスティング可)(区ガイドラインの規定による)
3 標識の掲示 (条例素案第9条)	
区が交付した標識の掲示 ※現行の規制内容に加え、以下の事項を追加予定 ・実施の制限に該当するか否か ・実施の制限に該当しない場合は、その理由(住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場所等)	区が交付した標識の掲示 届出番号、住宅宿泊管理業者の名称、登録番号、緊急連絡先※ ¹ (法及び区ガイドラインの規定による)
4 苦情及び問合せへの迅速な対応 (条例素案第10条) ※ ²	
概ね30分以内で現地に駆けつけられる体制を確保し、常時迅速に対応しなければならない。	適切かつ迅速に対応しなければならない(法の規定による)。
5 実施の制限 (条例素案第13条) ※ ²	
区内全域において、届出住宅内、同一建物内又は隣接建物内等に従事者が常駐しない場合、日曜日正午から金曜日正午まで宿泊できない。 ※届出者居住型又は届出住宅内等に住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場合は実施制限をかけない。	年間180日以内(法の規定による)

6 届出住宅等の公表（条例素案第15条）※2	
現行の公表内容に加え、 住宅宿泊管理業者の名称・連絡先等 ※1の公表	届出住宅の所在地、届出番号の公表（区ガイドラインの規定による）
7 違反者の公表（条例素案第16条）	
以下の命令や実施の制限に違反した事業者の氏名等の公表 ・法第15条に基づく業務改善命令 ・条例第13条に基づく実施の制限	規定なし

※1 住宅宿泊管理業務を委託している場合に限る。

※2 本条例施行前に届出を行った施設は、適用除外とする（5の全部並びに4及び6の一部）。

旅館業法施行条例の一部改正によるもの

新たな規制内容	現行の規制内容
1 周辺住民等への説明事項（条例第4条関連）	
右記①～⑥に以下の事項の追加 <u>規則※4 委任事項</u> ⑦周辺住民等の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の説明内容 ⑧営業従事者が常駐する場所	<u>規則※4 委任事項</u> ①申請予定者の氏名 ②営業の種別 ③施設の構造設備の概要 ④工期 ⑤施設の管理運営方法 ⑥周辺住民等からの問合せ先
2 営業従事者等の常駐（条例第9条）※5	
事故の発生又は営業施設周辺の生活環境の悪化を認識できるように、 営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設周辺の状況を常時確認すること。	規定なし
3 営業従事者等が常駐するための部屋の設置（条例第10条）※5	
営業従事者が常駐するための部屋を設けること。 <u>部屋の基準</u> ・十分な広さとすること。 ・客室を通らずに入り出しができること。 ・営業従事者が利用できる便所を客室外に設置すること。 ただし、事故の発生又は生活環境の悪化を認識できる場所（同一建物、隣接建物等）に管理事務所等を設ける場合を除く。	規定なし

※4 旅館業法施行条例の施行等に関する規則

※5 改正条例施行前に許可申請を行った施設は、適用除外とする（2及び3）。